

## 大規模イベント時におけるし尿等衛生処理について（新規）

2023年に開催された桐生八木節まつり（以下まつり）には、本市人口の約5倍にも及ぶ50万人の来桐者がありました。今後のまちづくりの原動力となることが期待される一方で、無秩序な屋外排泄による異臭が本町四丁目、五丁目を中心に遍満しました。

屋外排泄は、軽犯罪法違反のみならず、その規模によっては環境基本法の「公害」にあたります。他、水質汚濁防止法によって求められている汚濁負荷低減への取り組みにも反します。

先般のまつりでは、群馬県の車載トイレ（洋便器4基）が一台設置されたものの、既存公衆トイレと併せてもその数は足りず、会場近隣商店も大混乱となりました。

今後、既存の環境下で公衆衛生に適うようまつりを開催するには、外部からの来場者数制限や、ビール等利尿作用の強いアルコール飲料の提供制限等の対応が求められます。もし現状維持、もしくは更なる発展に取り組むのであれば、トイレ総数増強への取り組みは、絶対必要条件となります。その際には、大規模イベント用仮設トイレ設置、並びにその場所の確保、トイレ設置場所のわかりやすい表記、近隣商店への協力願い等の取り組みが欠かせません。これらの準備には、多額の費用がかかりますが、市内企業並びに市民に対してトイレ設置への理解を得られるようその必要性をお伝えし、協賛を募り、全市一体となり気持ちよく衛生的な祭りを実施できる取り組みを、ここに要望致します。

### 桐生市からの回答

大規模イベント時におけるトイレ等の不足については、主催者にとって大変大きな課題であると認識しており、来場された方が安全かつ安心してイベントを楽しむためにも、公衆衛生を保全することは大切なことと考えております。

ご要望いただきました祭りでのトイレの設置につきましては、桐生八木節まつり協賛会へも強く要望しており、今年度の桐生八木節まつりにおいては、土地所有者及び周辺店舗等のご理解ご協力により数台設置されております。しかしながら、仮設トイレを設置する際には、トイレから生じる異臭等の問題もあることから、今回の設置状況等を精査しながら、今後におけるトイレ整備について、調査研究をしてまいりたいと考えます。

[回答担当] 産業経済部観光交流課観光振興担当